

町営若者住宅の入居者募集

この住宅は、「将来ご自分の住宅を取得し、町に永住していただくための第一歩になれば」と低額な家賃設定とした賃貸住宅です。

【申込資格】

- ①奥多摩町内に住所または一定の勤務場所がある方、もしくは住宅使用により奥多摩町に住所を確実に登録できる方。
- ②世帯主の年齢が40歳以下の夫婦または50歳以下の方で子ども（中学生以下）がいる世帯であること。
- ③入居期間は原則として世帯主の年齢が30歳以下の場合は12年以内、40歳以下の場合は10年以内、50歳以下の場合は7年以内となります。

【募集物件情報】

町営若者住宅（小丹波第4）

建 物：木造2階建メゾネットタイプ

奥多摩町小丹波468番地（JR青梅線古里駅徒歩約4分）

オール電化住宅（床面積 57.82㎡）

募集戸数：2戸 住宅使用料：33,000円/月

共益費：500円/月

駐車場使用料：3,000円/月（1世帯1台まで）

【申込受付期間】令和7年5月7日（水）～ 30日（金）

【入居予定日】令和7年7月上旬以降

【申込書配布場所】・役場子育て定住推進課 若者定住推進係（役場1階）

・古里出張所（子ども家庭支援センター）

【注意点】

- * 申込者が定員を超えた場合は、奥多摩町選考基準により決定します。
- * 募集要項及び申込用紙については町ホームページでも掲載しております。
- * 申し込み資格については様々な条件がありますので、よくお確かめください。



町営住宅の
入居者募集ほか

児童育成手当（障害手当）の申請

受給資格はあっても所得制限を超えていたため手当を受けることができなかった方で、所得状況の変化や、新たに受給資格に該当されると思われる方は、5月中に申請してください。申請が遅れた場合、認定されても申請された翌月分からの支給となり、遅れた月分の手当は受けられませんのでご注意ください。申請に必要な要件、提出書類などはお問い合わせください。

なお、現在受給されている方には、6月に「現況届」をお送りしますのでご提出ください。

【児童育成手当対象者】

支給額・該当児童1人につき月額13,500円

【児童育成（障害）手当対象者】

支給額・該当児童1人につき月額15,500円

※問い合わせは、子育て定住推進課（きこりん） ☎85-2611

